

住居確保給付金(転居費用補助)の概要

1 住居確保給付金(転居費用補助)とは

同一の世帯に属する方の死亡、または本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

2 対象者(支給要件)

申請時に次の①から⑧のすべてに該当する方

- ①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失った、または住居を失うおそれがある者であること
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④申請日の属する月における世帯収入額が、基準額に申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額(申請者が持家である住宅等に居住している場合または住居を持たない場合は、その居住の維持または確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準額を超える場合は、住宅扶助基準額)を合算した額「収入基準額」以下であること

| 世帯人数 | 基準額 | 住宅扶助基準額 (古賀市) | 収入基準額(基準額+家賃額) ※家賃額が住宅扶助基準額以上の場合の例 |
|------|----------|------------------|---------------------------------------|
| 1人 | 81,000円 | 32,000円 | 113,000円 |
| 2人 | 123,000円 | 38,000円 | 161,000円 |
| 3人 | 157,000円 | 41,100円 | 198,100円 |
| 4人 | 194,000円 | 41,100円 | 235,100円 |
| 5人 | 232,000円 | 41,100円 | 273,100円 |
| 6人 | 269,000円 | 45,000円 | 314,000円 |

- ⑤申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること

| 世帯人数 | 金額 |
|------|--------|
| 1人 | 48.6万円 |
| 2人 | 73.8万円 |

| 世帯人数 | 金額 |
|------|---------|
| 3人 | 94.2万円 |
| 4人以上 | 100.0万円 |

- ⑥生活困窮者家計改善支援事業または生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の(1)または(2)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
 - (1)転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額が減少し(当該申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月当たりの家賃が減少する場合を含む)、家計全体の支出の削減が見込まれること
 - (2)転居に伴い申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額が増加する(当該申請者が持家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月当たりの家賃が増加する場合を含む)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

⑦自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

3 対象経費・支給額・支給額の上限

①対象経費 転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです

| 支給対象となる経費 | 支給対象とならない経費 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 転居先への家財の運搬費用・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)・ 鍵交換費用 | <ul style="list-style-type: none">・ 敷金・ 契約時に払う家賃(前家賃)・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費 |

②支給額 申請者が実際に転居に要する経費のうち、①の支給対象となる経費を支給します(支給額の上限を超える場合は支給上限額を支給)

③支給額の上限 ②の支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額に基づく額に3を乗じて得た額を上限とします ※自治体によって異なります

| 世帯人数 | 住宅扶助基準額(古賀市) | 支給上限額(古賀市) |
|------|--------------|------------|
| 1人 | 32,000円 | 96,000円 |
| 2人 | 38,000円 | 114,000円 |
| 3人 | 41,100円 | 123,300円 |
| 4人 | 41,100円 | 123,300円 |
| 5人 | 41,100円 | 123,300円 |

4 支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の(1)または(2)のとおり

(1)転居先の住宅に係る初期費用

原則として、古賀市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込み

(2)(1)以外の経費

個々の状況に応じて、古賀市から業者等の口座へ直接振り込むか、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給

5 その他

- ・ 転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担が発生します。また、転居に要する経費の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、支給申請者から差額の返還を行う必要があります。
- ・ 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請など不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給した給付の全額または一部について、受給者または受給者であった者から徴収することになります。

6 相談・申請先

古賀市役所福祉課(サンコスモ古賀)福祉相談係
〒811-3116 古賀市庄205番地
電話:092-942-1156
FAX:092-942-1154

生活再生支援担当
(受付時間 9時~16時)
※土日祝日、年末年始を除く